

まちづくリニュース第47号

発行者/南地区自治協議会 住所/佐世保市稲荷町 2-5(南地区コミュニティセンター内) 電話・FAX /0956-55-4122 E メール/minami jk@tvs12. jp

李田田《李田》 曲李田 李田 李田 《李田 李田 《李田 李田 》 第二日 李田 《李田 《李田 《李田 》 第二日

大雨、大丈夫でしたか

8月中旬から、梅雨末期のような天気が2週間以上続き、「<u>警戒レベル5緊急安全確保」</u>の発令で、不安な数日もありました。これから台風シーズンを迎え、ますます警戒が必要になる季節。今回は、防災関連の情報です。いつも耳にし、目に映っている情報ですが、改めて確認して頂けると幸いです。



避難所について

	8 9			
	施設名		住所・電話番号等	
※1 指定避難所	南地区コミュニティセンター		稲荷町2-5	33-7144
	天神小学校(風水害時開設不可)		※学校は状況に応じて順次開設されます。市が発表する <u>ご注意</u> ください。	
	福石小学校			
	木風小学校			
	福石中学校			
	山澄中学校			
	施 設 名			
※ 2	東山町1組公民館		※状況により開設されるので <u>開設については、必ず、</u> <u>町内にご確認</u> 下さい。	
自主運営地域避難所	東山町2組公民館			
(町内公民館等)	西大和町公民館			
	木風町2組公民館			
	藤原町2組公民館			
	藤原町3組公民館			
※3 指定緊急避難場所	施 設 名	災害の種類	施設名	災害の種類
	天神公園	地震・津波	東公園	地震
	大黒公園	地震・津波	大宮公園	地震
	干尽公園	地震・津波	稲荷公園	地震・津波
	佐世保競輪場	地震・津波(屋外)	国立佐世保工業	地震(屋外)
		土砂災害(屋内)	高等専門学校	土砂災害(屋内)

※1 【指定避難所】

災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設を言います。

※2 【自主運営地域避難所】

町内会等が自主的に開設・運用する公民館等で、洪水、土砂災害、津波、地震等の災害時に 一時的に避難する場所を言います。

※3 【指定緊急避難場所】

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、その危機から逃れるために避難する<u>場所</u>で、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を言います。

- **★1** ※1 と※3は相互に兼ねることが出来る。
- ★2 福祉避難所は、「最寄りの避難所へ避難の後、状況確認のうえ調整を行う。」 となっています。

令和3年5月20日から



避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です



「避難って何をすればいいの?」



コミュニテイセンターや学校の避難所に行くことだけが避難

ではないのです▮

☆行政が指定した避難場所への避難
☆安全な親せき・知人宅への避難
☆安全なホテルや旅館への避難
☆屋内で安全確保 等々



令和3年8月20日、佐世保市の<u>コロナ感染レベルが最高値のレベル5</u>となりました。 8月25日には、長崎県に9月12日まで、まん延防止等重点措置がとられる予定であり、 より一層の安全対策を余儀なくされています。



日中は、まだまだ暑い日が続きますが、今後とも、マスクをはじめ、うがい、手洗い、消毒などなど、引き続きよろしくお願い致します。

併せて、熱中症や食中毒にも十分注意してお過ごしください。

